

(令和4年2月17日現在)

令和3年度補正予算
新市場開拓に向けた水田リノベーション事業
に係るQ&A

- このQ&Aは、随時ご質問やその検討状況を踏まえ、更新することがあります。

農林水産省 農産局 企画課、穀物課

○低コスト等生産の取組支援（ソフト）関係

番号	問い	答え
<1. 全般>		
1-1	本事業における都道府県協議会や地域協議会の役割いかん。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業における、都道府県協議会や地域協議会の主な役割については以下のとおりです。 <都道府県協議会> ①都道府県取組計画の作成 ②地域協議会が作成する「水田リノベーション産地・実需協働プラン」の審査・承認 ③地域協議会への助成金交付 ④地域協議会に対する指導監督 <地域協議会> ①農業者からの申請受付・とりまとめ ②「水田リノベーション産地・実需協働プラン」の作成 ③農業者への助成金交付 ④農業者に対する指導監督 ⑤取組の実績確認
1-2	水田活用の直接支払交付金よりも高い単価で支援することにより、対象品目の価格が低下するなど、産地にとって不利な取引を喚起する恐れがあるのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ あくまで実需者と生産者の合意に基づく数量や価格等で契約を締結していただくことが基本です。 ・ 本事業を通じて、実需者との結びつきを強化し、低コスト生産等に取り組んでいただくことで、実需者にとってはニーズに合致したコメ等の安定確保が可能となり、生産者にとっては後年度に渡って需要の維持や拡大が見込まれる他、輸入農産物からの置き換え効果も期待できるものと考えています。

番号	問い	答え
1-3	なぜ地域協議会を通す仕組みとなっているのか。水田活用の直接支払交付金のように国が直接交付する仕組みがとれないのか。	<ul style="list-style-type: none"> • 全ての農業者を対象とする水田活用の直接支払交付金とは全く異なり、本事業は産地単位でまとまって、新市場開拓や実需者ニーズに対応しようとする地域における低コスト生産等の取組を支援する補助事業です。 • なお、早期の執行が求められる補正予算であることを踏まえ、都道府県議会や市町村議会での予算議決を必要としない地域協議会を経由することで事務手続きや助成金の交付等を迅速化することを担保しています。
< 2. 事業実施主体・取組主体 >		
2-1	取組主体が地域協議会に限定されているが、地域の実情を踏まえ、J A や生産法人などの方針作成者も取組主体として認めるべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> • 本事業は、各地域の取組の内容・規模に応じて支援対象を決定する補助事業であり、一律の考え方で採択審査を行う観点から、取組主体を地域協議会としています。 • 地域協議会は、市町村や J A、大規模生産者等が構成されていることから、方針作成者となっている J A や生産法人などの意向も踏まえた形でプランをとりまとめていただくようお願いします。
< 3. 対象作物・助成対象者 >		
3-1	子実用とうもろこしを対象に追加した理由いかな。	<ul style="list-style-type: none"> • 主食用米の需要が減少傾向にある中、主食用米の需給状況次第での作付転換ではなく、水田農業を輸出や加工原料等の需要拡大が期待される品目を安定的に生産・供給する農業へと転換していくことが重要です。 • そのため、令和 2 年度補正予算においては、需要拡大が期待される品目として、新市場開拓用米、加工用米、高収益作物（野菜等）、麦・大豆を対象に、低コスト生産等への取組を支援したところです。 • 子実用とうもろこしは、労働生産性が高く、輪作作物の生産性向上にも寄与するといった生産上のメリットがある作物であり、今後国産需要の拡大が見込まれる作物であることから、今回、対象品目に追加することとしたものです。

番号	問い	答え
		<ul style="list-style-type: none"> ・ なお、本事業で対象とする子実用とうもろこしは、とうもろこしの子実部分及び子実部分と合わせて雌穂の芯及び穂皮を利用するもの（野菜を除く）となります。
3-2	<p>麦、大豆、高収益作物における新市場開拓向けの対象いかん。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各品目において、従前活用されていなかった新たな用途向けとする場合が対象となります。 ・ 輸出の取組が中心になると想定していますが、その他に新市場開拓向けとして事業への申請を検討している場合は、要望調査締め切り前の出来るだけ早い段階で最寄りの支局又は農政局までご相談下さい。
3-3	<p>麦や大豆について、新市場開拓向けとはどういうものを想定しているのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば、輸出向けの味噌や醤油などの加工品の原料となる麦・大豆などを想定しています。
3-4	<p>新市場開拓向けや加工向けに限定されている理由いかん。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業が、実需者との連携の下で、水田をコロナ禍やポストコロナでも堅調な輸出（コメ等）や加工・業務用などの新需要に対応した生産基盤に転換するためのものであることを踏まえ、対象品目は実需と結びついた新市場開拓向けや加工向けに限定しているところです。
<p>< 4. 取組技術 ></p>		
4-1	<p>低コスト生産等の取組（3つ以上）は全て新たに実施する必要があるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既に実施している取組でも構いませんが、新たな取組を実施したり、取組面積を拡大していただくなど、取組を向上していただくことを推奨します。
4-2	<p>R3 年産から継続して本事業に申請する場合、同じ取組メニューを選択してよいのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ R3 年産から継続して事業を活用する場合、昨年度選択していない取組を3つ以上選択いただくか、昨年度と同じ取組メニューを選択する場合には、以下のいずれかを満たしていただく必要があります。 <ul style="list-style-type: none"> ① 低コスト生産の取組面積を昨年度より拡大する ② 同じ取組メニューの中で、昨年度より高い効果が見込まれる取組（高度な手法や高い数値目標への取組等）を実施する

番号	問い	答え
4-3	昨年度より高い効果が見込まれる取組とは、どのようなものが対象となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば、複数の対策が含まれる取組メニューにおいて昨年度実施していない取組を追加的に実施する場合や、数値目標が設定されている取組メニューにおいて昨年度より高い目標に取り組む場合等を想定しています。
4-4	地域特認メニューの考え方について、基準はあるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 品目毎の地域特認メニューの基本的な考え方については以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> <新市場開拓用米、加工用米> ・低コスト又は省力化生産に資する取組であること <麦・大豆> ・単収の高位安定化に資する取組であること <高収益作物> ・植物検疫や残留農薬低減、作柄安定に資する取組であること <子実用とうもろこし> ・単収の向上、高品質化、省力化生産に資する取組であること ・ なお、提示している取組メニュー（例：土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり）についても、上記の考え方に沿ったものかつ、合理的な理由と根拠があれば、地域特認メニューとして設定することが可能です。
4-5	低コスト生産等の取組はいつから実施するものが対象となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補正予算の成立日（令和3年12月20日）以降の令和4年産（基幹作）の取組が対象になります。 ・ 取組を実施しても、採択審査の結果、助成対象とならない場合がありますので、ご注意ください。

番号	問い	答え
4-6	取組は農業者自身が取り組むものに限らず、作業委託による実施も対象になるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組は、原則として農業者自身が取り組み、追加的な負担が発生する低コスト化等に資するものと整理しています。 ・ ただし、地域の事情や取組メニューの内容によっては、必ずしも農業者自身が取り組むよりも、低コスト化や省力化などが図られる場合もあると考えられることから、作業委託等による実施も妨げません。 ・ 例えば、ドローンによる生育診断や防除作業を作業委託する場合には、『スマート農業機器の活用』として対象に含まれます。また、水稻の『プール育苗』や『温湯種子消毒』も共同で育苗又は消毒された種苗を使用する場合も対象に含まれます。
4-7	取組メニューにある『農業機械の共同利用』の農業機械はどういうものが対象になるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ トラクターや田植え機、コンバイン（アタッチメント含む）など、共同利用によって一定程度の生産コスト低減効果が図られるもの（原則として、取得価格 50 万円以上の農業機械）を指します。
4-8	取組メニューにある『農業機械の共同利用』について、無人ヘリによる防除の委託をしている場合には対象になるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 『農業機械の共同利用』は、経営費に占める農業機械費の低減を図る取組を推進するために取組メニューに含めているものです。 ・ 無人ヘリによる防除の委託は、防除作業の省力化を主たる目的として行われているものであり、結果として無人ヘリが共同利用されていたとしても、農業者として農業機械費の低減を狙って農業機械を共同利用しているとは整理しがたいことから、対象にはなりません。
4-9	申請後に何らかの事情により選択していた取組が出来なくなった場合、他の取組を実施すれば助成対象になるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請時に確実に実施する取組として、履行することを誓約していただきますので、自然災害等のやむを得ない事態が生じた場合を除き、まずは取組を講じていただくようお願いします。 ・ やむを得ないご事情により、他の取組を実施していただく場合でも、要件としている「3つ以

番号	問い	答え
		上」の取組を実施してください。
< 5. 対象面積、助成金額、採択 >		
5-1	加工用米の単価を見直した理由いかん。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 2 年度補正予算では、水田活用の直接支払交付金の通常単価の 2 倍となる 4 万円 / 10a の支援を設定しましたが、支援水準が高すぎ、値下げ圧力が高まったとの意見があったところです。 ・ このため、麦・大豆等の他品目や通常単価のバランスを踏まえ、令和 3 年度補正予算では単価を 3 万円 / 10a に見直すこととしたものであり、これにより、より多くの地域の取組を支援することができると考えています。
5-2	前年度の成果目標を達成出来なかった場合にポイントを減ずるとのことだが、具体的にはどうなるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年度事業において低コスト生産等の取組支援を受けた協議会が、低コスト生産等の取組面積に係るポイント（（1）又は（2））、主食用米の作付面積の削減に係るポイント（（5）又は（6））の成果目標を達成できなかった場合、今回の申請における合計ポイント（ポイント表（1）～（8）の合計値）から、成果目標時と実績のポイント差（申請時のポイント－実績で得られるポイント）を減じたポイントで評価します。
5-3	「中長期的な新市場開拓構想」には、どのような内容を記載すればよいのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「中長期的な新市場開拓構想」については、以下の 4 点を明確にすることが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ① 新市場開拓の内容 ② 選択した目標年度に向けた数値目標（作付面積等） ③ 目標達成に向けた課題 ④ 課題解決に向けて実施中又は実施予定の取組内容
5-4	水田リノベーションプランについて、昨年度の事業で採択を受けていても、本年度申請する場合は再度作成する必要があるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本年度の取組計画を踏まえて作成していただく必要があります。

番号	問い	答え
5-5	一括管理で作付している場合は、全てのほ場で取組メニューを実施する必要があるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低コスト生産等に取り組む面積が支援対象となります。
5-6	申請から交付決定までの間に、取組面積が変わってもよいのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組面積は採択審査に関わるものであることから、自然災害等のやむを得ない事態が生じた場合を除き、原則として変更は認めません。
5-7	地域協議会の品目・仕向け単位での取組面積は採択審査に関わるが、その全体の取組面積が変わらなければ、その内訳である農業者単位での取組面積や農業者の変更があってもよいのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者は取組計画書の内容を実施する旨を誓約した上で申請していただくことから、まずは農業者の申請内容や農業者そのものの変更がないように十分に検討した上で申請してください。 ・ ただし、地域や農業者の事情によって、申請後に農業者の取組面積を変更せざるを得ない場合は、地域協議会単位の取組内容（水田リノベーションプランの内容）を遵守するために農業者の申請内容や農業者を変更することは妨げません。
5-8	令和3年産の作付実績が無い場合は、採択ポイントの（2）は選択できないのか。新市場開拓用米など、意欲ある取組が採択されるような仕組みであるべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新市場開拓用米や新市場開拓向けの麦、大豆及び高収益作物については、令和3年産の作付実績がない場合、新市場開拓に係る新規の取組を評価する観点から、（2）を選択できることとし、その場合のポイントは24ポイントとなります。（ポイント算出上の分母である令和3年産の作付面積を≒0として扱うため）。 ・ なお、新規で新市場開拓に係る取組を行う場合、事業者や地域の農業者団体等と十分な協議の上、具体的かつ実効性のある計画としていただくようお願いします。
＜6. 契約要件＞		
6-1	実需者との契約（又は農業者とJA等との出荷契約）はいつまでに締結する必要があるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県協議会から国への申請〆切（3月9日）までに契約を締結していただくか、契約を締結する旨の計画書を提出していただく必要があります。計画書の場合は、6月30日までに契約を締結してください。

番号	問い	答え
6-2	契約の締結期限を昨年度（5 月末）から変更（6 月末）する理由いかん。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場における契約締結の事務負担の軽減を図るとともに、十分な調整期間を確保するため、6 月 30 日に見直すこととしています。
6-3	実需者との契約は販売委託を受けた J A 等が実需者と契約を締結するなどの間接的なものでも構わないのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の農業者が実需者と直接契約するに限らず、農業者と出荷契約を締結した集出荷業者等が実需者と販売契約を締結する間接契約であっても構いません。 ・ 集出荷段階などで当該農作物が一括で集荷・管理され、厳密に農業者と実需者との繋がらない場合については、集出荷を行っている事業者（JA など）と相談の上、出荷相当分が販売されている実需者をプランに位置づけていただくようお願いします。 ・ なお、この場合であっても 6 月 30 日までに契約を締結してください。
6-4	実需者の定義いかん。卸売業者などの流通事業者がカットなどの 1 次加工をする場合は実需者に該当するのか。麦の場合の製粉事業者は実需者に含まれるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業における実需者とは、食品製造業者、外食・中食業者など、加工等によって付加価値を与え、実際の需要を生み出す者を指しています。 ・ 流通事業者については、実際の需要を生み出す者ではないことから、原則、実需者には含めませんが、流通事業者であっても、カットや皮むきなどの加工を業として行う場合は実需者に含めるものとします（穀類の乾燥調製など一般的に農業者や農業者団体が出荷までに行う作業は当該加工に含めません）。 ・ 麦の製粉・精麦業者は実需者に含まれます。 ・ 大豆の実需者は、「国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 農産第 6009 号農林水産省生産局長通知）」に定める『需要者』に当たる者とします。
6-5	実需者との契約は、どのような内容が含まれていれば良いのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約は、品目（仕向け・用途含む）、数量（面積契約の場合は面積）と契約期間（又は契約対象の農産物の生産年）が盛り込まれている書面契約とします。

番号	問い	答え
6-6	契約を締結する旨の計画書には、どのような内容を含めれば良いのか。	<ul style="list-style-type: none"> 計画書には、実需者名や品目（仕向け・用途含む）、販売予定数量（又は面積）、契約予定時期、計画書を履行する旨の誓約（署名）等を記載してください。
6-7	大豆については、国の通知に基づき出荷数量の一定割合以上を入札にかけている。入札時期によっては6月30日までに契約を締結することが出来ないが、どう考えればよいか。	<ul style="list-style-type: none"> 国の通知に基づいて入札する数量分については、申請時に、入札予定数量、入札予定時期、入札を履行する旨の誓約（署名）等を記載した入札計画を提出することで、実需者との契約に代えることができます。4月に実施する播種前入札に上場する数量分については、6月30日までに実需者との契約を行ってください。
6-8	多数の実需者がいる場合、農業者の取組計画書や水田リノベーションプランには、その全ての実需者を記載する必要があるのか。一部を省略して書くことは可能か。	<ul style="list-style-type: none"> 実需者が多い場合や、全ての農業者が同一の集出荷業者等を通じて、同一の複数実需者と契約するような場合は、実需者のリストを共通の参考資料として添付するなどして記載・提出書類の簡略化・簡素化を図っていただいても構いません。
6-9	多数の実需者がいる場合、個々の契約書の写しを全て添付する必要があるのか。提出する手続きや確認する手続きの簡素化のためにも一部省略することができないか。	<ul style="list-style-type: none"> 実需者との契約書の写しは、契約締結の有無を確認するために必要な書類のため、原則として全て添付していただく必要があります。 ただし、当該契約書の写しが膨大になり提出・確認事務が繁雑になることを避けるために、実需者との契約を締結している集出荷業者等が契約内容（実需者名、契約数量、契約日、品種・産地等）を一覧にまとめ、確実に契約を締結している旨の誓約を付記し、1つ以上の契約書の写しを添付した書類をもって、全ての契約書の写しの代わりを兼ねることも可能と考えます。
6-10	契約を締結した後に、自然災害等により契約した数量どおりに販売できなかった場合や、実需者の都合により契約数量の減少や契約破棄に至った場合（契約が不履行となった場合）、補助金の取り扱いはどうなるのか。	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害等、本人の責めに帰さない事由により契約どおり販売が実施できなかったことが確認できる場合にあっては、補助金の返還は求めない予定です。 また、実需者の都合により契約が破棄されたり、契約数量が減少した場合には、当初契約数量分を他の実需者と別の契約を締結するなどして販売するよう努めてください。なお、その

番号	問い	答え
		<p>結果として当初契約数量分に満たなかった場合には、理由書を提出していただき、その内容を精査させていただきますが、直ちに補助金の返還を求めるわけではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、加工用米及び新市場開拓用米の場合は、本事業とは別に、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 生産第 3578 号農林水産省生産局長）」等に基づく手続きが必要となる旨に留意してください。
<p>< 7. 確認、報告 ></p>		
7-1	<p>農業者は低コスト生産等の取組支援を受ける場合、取組を行ったことの根拠書類として、どのようなものをいつまでにどこに示せばよいのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者への取組確認や交付事務は地域協議会に実施していただくため、取組を行ったことの根拠書類は地域協議会に示していただくこととなります。 ・ 根拠書類としては、取組を講じたことを記録した作業日誌（必要に応じて写真を添付）や、当該作業に用いた資材の購入伝票等にて確認いただくことを想定しています。 ・ 取組の確認スケジュールは地域協議会や品目によって異なるため、一概にお答えできませんが、一般的に農業者に助成金を交付する前には書類提出にて取組確認していただくようお願いいたします。
7-2	<p>ほ場の確認を行う必要はあるのか。水田活用の直接支払交付金におけるほ場確認と合わせて行ってもよいのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象作物が現に作付されているのかどうかや取組の実施状況を確認いただくために、原則として、現場でのほ場確認は必要と考えています。ほ場確認は水田活用の直接支払交付金のほ場確認と合わせて実施していただいても構いません。
<p>< 8. 補助金等の重複受給 ></p>		

番号	問い	答え
8-1	水田活用の直接支払交付金の産地交付金の要件となっている取組メニューが重複する場合もあるが、産地交付金との重複受給の問題はないのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業は、低コスト生産等の取組などを行う上での掛かり増し経費相当等に対する補助を行うものである一方、産地交付金は掛かり増し経費とは関係なく、魅力的な産地づくりに向けて地域独自の品目・単価で支援を行うものであり、産地交付金とは支援対象や趣旨が異なっているため、原則として本事業との二重補助には当たりません。 ・ ただし、各農業者の掛かり増し経費を具体的に特定して、当該経費分のみを補助対象としている場合などは、個別にご相談ください。
8-2	水田麦・大豆産地生産性向上事業と取組メニューが一部重複しているが、両方の支援を受けることは可能なのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業と水田麦・大豆産地生産性向上事業における営農技術導入に対する支援は、取組の新規性などの観点で違いはあるものの、いずれも掛かり増し経費相当を補助対象としていることから、同一の技術を選択する形で両方の事業から支援を受けることはできないものとして整理しています。 ・ 例えば、水田リノベ事業の取組の一つとして「土壌診断等に基づく土づくり」を選択する場合、水田麦・大豆産地生産性向上事業において「土壌診断に基づく土づくりの推進」の支援は受けられません。
8-3	本事業で高収益作物（野菜等）や子実用とうもろこしの支援を受けた場合、水田活用の直接支払交付金のうち、水田農業高収益化推進助成の扱いはどうなるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の支援の有無に関わらず、水田農業高収益化推進計画に位置付けられた高収益作物の拡大・定着や子実用とうもろこしの作付けの取組を行う場合には、水田農業高収益化推進助成の対象となります。
<p>< 9. 手続き、スケジュール ></p>		

番号	問い	答え
9-1	補助金の支払いスケジュールいかに。農家はいつ頃までに補助金を受け取ることができるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業は、低コスト生産等に取り組むことを要件として支援するものです。 ・ 国としては、3月末頃に想定している都道府県協議会への交付決定の後、概算払い申請があれば都道府県協議会に対して農家への助成額を含めて支払うことが可能となるため、早期に収穫を終える麦や一部の高収益作物にて取組確認を終えた地域協議会については6月頃には支払いが可能となります（具体的な支払い時期は、地域協議会や品目によって異なります）。
9-2	農業者はいつまでに何を、どこに申請すればいいのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国は、都道府県協議会に対して3月9日までの締切にて要望調査を行います。 ・ 農業者は地域農業再生協議会に低コスト生産等の取組内容や取組面積、販売契約を結んでいる実需者名などを記載した計画書を提出することとなりますが、具体的な申請受付時期・締切はそれぞれの地域協議会で設定することとなります。
9-3	市町村をまたいで作付けしている農業者はどこに申請すればいいのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営農計画書を提出している地域協議会に申請してください。
9-4	要望調査の締切までに申請が間に合わない場合はどうすればいいのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 締切までに申請が間に合わない場合は、支援の対象外となるため、早めのご準備をお願いします。
9-5	県協議会及び地域協議会において規約の改正は必要なのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各協議会の運営上、改正の必要がある場合には、地方農政局等が業務方法書を承認する日（1月中旬～下旬）までに改正手続きを行っていただくようお願いします。
9-6	農業者への支払いについては、代理受領を活用した共同計算スキームの対象となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の補助金を地域の生産者団体・集出荷団体等が代理受領することは可能です。この場合、助成対象となる農業者が代理の者に補助金の受領の権限を委任していただく必要があります。 ・ 代理の者に受領の権限を委任される農業者は、地域協議会の長に対して受領に関する権限を委任する旨の委任状を提出してください。

番号	問い	答え
<10. 推進事務費>		
10-1	推進事務費はいつの取組から対象となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ プランの作成等、本事業を実施するために必要不可欠である経費として地方農政局長等が認めるものであれば、交付決定前の取組であっても支援対象に含まれます。
10-2	地域再生協議会には手元に資金がないが、いつ頃事務費が支払われるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3月末以降に予定されている交付決定以降であれば、所定の手続きを踏まえて概算払い等により交付します。
10-3	採択されなかった地域協議会においても事業申請に当たって事務的な経費が発生することになるが、周知等に要する費用をどう工面すればよいのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の補助案件と同様、原則として、採択に至らなかった場合には支援できないため、事務に要した経費は補助対象となりません。 ・ ただし、都道府県協議会の活動として農業者への周知を地域協議会に委託又は請負させる場合、その範囲で必要な経費（郵送費等）を都道府県協議会に支援することは可能です（なお、全ての地域協議会が不採択となった都道府県協議会は支援できません）。
<11. 救済措置、ペナルティー関係>		
11-1	本事業に申請していたほ場において、取組を行えなくなった場合、ペナルティーはあるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金の交付後に農業者の個人的な事情等により、取組を行えなくなった場合には、自然災害等、農業者本人の責めに帰さない場合を除き、原則として補助金を返還していただくこととなります。

番号	問い	答え
11-2	<p>本事業に申請していたほ場において、水田活用の直接支払交付金等に係る営農計画書の提出後に取り組を行えなくなった場合、水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成）を受け取ることは可能か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組が行えなくなった要因が、自然災害等の農業者本人の責めに帰さないものであれば、本事業の支援対象となります。 ・ また、水田活用の直接支払交付金の交付申請書や営農計画書等が提出されている場合であって、農業者の都合により本対策の取組を行えなくなった場合には、水田活用の直接支払交付金の対象とすることは可能ですが、出荷・販売等実績報告書（経営所得安定対策等実施要綱の様式 11-1）の提出期限（12月20日）までに本対策での対象面積及び水田活用の直接支払交付金での対象面積を確定させる必要があります。

○機械・施設の整備支援（ハード）関係

番号	問い	答え
< 1. 全般 >		
1 - 1	本事業における都道府県や事業実施主体の役割 いかん。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本対策における、都道府県や事業実施主体の主な役割については以下のとおりです。 <都道府県> ①事業実施主体からの申請受付・取りまとめ ②都道府県事業実施計画の作成 ③事業実施主体事業実施計画の審査・承認 ④事業実施主体への助成金交付 ⑤整備事業の実施状況確認 ⑥事業実施主体に対する指導監督 <事業実施主体> ①事業実施主体事業実施計画の作成 ②事業実施主体事業実施計画の実行・評価
1 - 2	国の支援に合わせて、都道府県や市町村が支援することは可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能です。
< 2. 事業実施主体 >		
2 - 1	大企業は支援の対象外か。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本対策では、事業実施主体の規模要件を設けていないため、支援対象には大企業も含まれています。
2 - 2	農林水産物・食品輸出プロジェクト(G F P)又はコメ海外市場拡大戦略プロジェクト(K K P)には、事業申請前に加入しておく必要があるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として事業申請前に加入していただく必要があります。 ・ やむを得ぬ事情により、どうしても加入が難しい場合は、個別にご相談ください。

番号	問い	答え
2 - 3	<p>農業者や農業者団体が農産物の処理加工等を行う場合は、事業実施主体になりうるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者や農業者団体が農産物の処理加工等を行う場合は、実需者に該当するため、事業実施主体となることができます。 ・ なお、その際は、農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)又はコメ海外市場拡大戦略プロジェクト(KKP)に加入していただく必要があります。
2 - 4	<p>新市場開拓用米の複数年契約に取り組む実需者による施設等整備支援事業における「海外で使用する精米施設」又は「海外における低温保管倉庫」の整備については、事業実施主体は事業実施主体の本社しか認めないのか。具体的には、当該事業主体の支社ではいけないのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施主体としては、取り組む予定である施設整備事業について、事業が適切に実施されているかの管理や、申請関連手続に当たっての都道府県への説明などを、責任をもって行うことができる者を想定しています。そのため、基本的に本社を想定していますが、仮に支社のほうが上記対応を責任をもって行えるということであれば、ご相談ください。
2 - 5	<p>事業実施主体は、農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)又はコメ海外市場拡大戦略プロジェクト(KKP)に加入していることが要件になっているが、どのように事業実施主体になりえる事業者の声掛けをすればよいのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本省においては、KKP の登録の事業者においては、KKP メールマガジンに登録していることから、当該メールマガジンにおいて、本事業を案内する予定であります。 ・ 都道府県においては、管轄内に所在している GFP 又は KKP への事業者の声掛けをいただければと考えます。
<p>< 3. 対象機械・施設 ></p>		

番号	問い	答え
3 - 1	どのような機械・施設が支援の対象となるのか。	<p>(需要創出・拡大整備支援事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本対策の支援対象となる機械・施設は、輸出拡大や国産農産物のシェア拡大のために必要となる農産物処理加工等施設や集出荷貯蔵施設です。 例えば、輸出向けのパックライスの製造施設や、原料となる米（新市場開拓用米）の貯蔵施設（保管庫）などを想定しています。 <p>(新市場開拓用米の複数年契約に取り組む実需者による施設等整備支援事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本対策の支援対象となる機械・施設は、輸出先国における新市場開拓用米の安定供給体制の確保等に必要となる農産物処理加工施設や複数年契約を通じた新市場開拓用米の安定供給に伴うリスク低減のために必要となる集出荷貯蔵施設です。 例えば、海外で使用する精米施設や炊飯器、国内又は国外で使用する真空包装機や海外対応ラベルプリンター、国内又は国外において整備する低温保管倉庫などを想定しています。
3 - 2	輸出向けパックライス製造ラインを整備する場合、原料用米は新市場開拓用米でなければならないのか。(主食用米を用いてパックライスを製造する場合も支援対象となるのか。)	<ul style="list-style-type: none"> 本対策では、新市場開拓用米等についての生産・加工等の取組・目標等を盛り込んだプランを地域協議会が策定し、ハード整備する取組も当該プランに位置づけられている必要があることから、輸出向けパックライスの原料用米についても原則として新市場開拓用米である必要があります。(原料用米の全量が必ずしも新市場開拓用米である必要はありません。)
< 4. 補助率等 >		
4 - 1 ※	補助額の上限や下限はあるのか。	<p>(需要創出・拡大整備支援事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本対策では、補助額の上限は1件の事業実施主体事業実施計画あたり2億円です。 <p>(新市場開拓用米の複数年契約に取り組む実需者による施設等整備支援事業)</p>

番号	問い	答え
		<ul style="list-style-type: none"> 本対策では、補助額の上限は1件の事業実施主体事業実施計画あたり1.5億円です。
<p>< 5. 要件 ></p>		
5 - 1	<p>審査の結果、プランを作成した地域協議会が不採択となり、プランに参画する農業者が生産した農作物を50%以上使用するという要件を達成できなくなった場合は、そのハード整備は自動的に不採択になってしまうのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ハード整備に係る地域協議会については、採択されなかった場合でも、助成を申請しない形でプランの承認を受けることも可能ですので、採択の結果によって必ずしも左記の要件を達成できなくなるということはありません。
5 - 2	<p>輸入農産物からの置き換えが要件となっているが、従前から国産原材料のみを使用している場合は、支援対象にならないということか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本要件については、新たに輸入農産物からの置き換えを図り、国産シェア拡大を進めるものであるため、従前から国産原材料のみを使用している場合は支援対象になりません。
5 - 3	<p>新市場開拓用米の海外実需者への安定供給については、農業者等と複数年契約を締結することが要件となっている理由いかな。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新市場開拓用米の海外実需者への安定供給としては、農業者等との複数年契約を通じた安定供給を実施していただくことを想定しています。この際、輸出事業者はこれまで以上に新市場開拓用米の在庫を抱えることとなるなど、これまで以上に販売リスクを負うこととなることから、当該リスクの軽減対策として、国内外における新市場開拓用米の保管施設の整備を支援するものです。
5 - 4	<p>複数年契約を通じた新市場開拓用米の安定供給に伴うリスク低減については、農業者等と3年以上の複数年契約を締結することが要件となっているが、既に農業者等と結んでいる複数年契約は含まれる</p>	<ul style="list-style-type: none"> 複数年契約を通じた新市場開拓用米の安定供給に伴うリスク低減において要件としている新市場開拓用米の複数年契約は、令和4年産から新たに締結するものです。 このため、例えば、令和3年産からの複数年契約であって、令和3年産の契約数量と比べ令和4年産の契約数量が増加する場合であり、かつ、契約期間が令和6年産まで含むもので

番号	問い	答え
	のか。	<p>あっても、既決の複数年契約であることから、本事業において要件としている複数年契約には該当しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一方で、令和3年産までで複数年契約の契約期間が終了し、4年産から新たに複数年契約を結ぶ場合については、同じ農業者等との契約であった場合であっても、本事業にて要件としている複数年契約に該当します。
<p>< 6. 成果目標 ></p>		
6-1	成果目標については、本事業で整備した機械・施設分が対象となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> 原則としては、そのとおりです。ただし、既存の機械・施設と一体となって効果が発揮される場合などもあると考えられますので、その場合は個別にご相談ください。
<p>< 7. 確認、報告 ></p>		
7-1	特に海外に設置される施設にあつては、事業実施主体に対してどのような確認作業を行えばよいのか。	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県職員による海外出張のほか、海外の施設の担当者とライブ配信によるビデオ会議形式での確認、事業実施主体が保管した根拠書類（本事業に係る資材の購入伝票、輸送伝票、現地の設置状況のを写真等）による確認などを想定しています。
<p>< 8. 手続き、スケジュール ></p>		
8-1	補助金の支払いスケジュールいかん。	<ul style="list-style-type: none"> 国としては、3月末～4月頃に想定している都道府県への交付決定後、概算払い申請など必要な手続きを踏まえ、都道府県から事業実施主体に補助金が支払われることとなります。
8-2	事業実施主体はいつまでに何を、どこに申請すればいいのか。	<ul style="list-style-type: none"> 国は、都道府県を通じて3月9日までのメ切にて要望調査を行います。 事業実施主体は、都道府県に整備する機械・施設の内容や能力、規模、利用計画、成果目標などを記載した事業実施計画書を必要な書類を添付して提出していただきます。

番号	問い	答え
8-3	海外で使用する施設の整備に係る申請は、どの都道府県に対し行われることとなるのか。	<ul style="list-style-type: none"> 海外で使用する施設の整備に関する申請は、当該施設の整備を行う事業実施主体の主たる事業所等の所在地を管轄する都道府県に対し行われることとなります。
8-4	<p>新市場開拓用米の複数年契約に取り組む実需者による施設等整備支援事業に係る事業実施主体が提出する事業実施計画書については、原則として整備する施設の所在地を管轄する都道府県知事（当該施設が海外に所在する場合は、原則として事業実施主体の所在地を管轄する都道府県知事）へ提出することになっているが、当該管轄の都道府県知事に事業実施計画書が提出できない場合、どの都道府県に対して事業実施計画書の提出を行えばよいのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 実施要領に記載のとおり、事業実施計画書は、原則として整備する施設の所在地を管轄する都道府県知事（当該施設が海外に所在する場合は、原則として事業実施主体の所在地を管轄する都道府県知事）へ提出することとしております。 しかしながら、事業実施主体は、例えば実施しようとする事業によって裨益することとなる産地がどこかといった観点に従い事前に調整を行った上で、整備する施設の所在地を管轄する都道府県知事（当該施設が海外に所在する場合は事業実施主体の所在地を管轄する都道府県知事）以外の都道府県知事に事業実施計画を提出できます。